

令和元年度第3回精華町議会政治倫理審査会 会議録要旨

1. 開催日時及び場所

令和2年2月4日（木）午後2時から午後3時43分まで
精華町役場6階 第2委員会室

2. 内容

- ・ 審査請求書に伴う資料提供を受けての協議
- ・ 審査請求代表者からの事情聴取
- ・ 審査対象議員からの事情聴取
- ・ 本日のまとめ、次回日程確定
- ・ その他

3. 公開・非公開の別

公開

傍聴者 6名

4. 会議の概要

○井澤委員長

只今から、第3回の精華町議会政治倫理審査会を開会させていただきます。

各委員さん全員出席でありますので、この会議は成立していますことを確認させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご参集いただきましてありがとうございます。ご苦労さまです。

本日は、第2回の審査会でのご審議を経まして、1月27日付で行政から提出されました資料を事前に発送させていただいておりますが、既にお目通しいただいているものと思っております。

それから、第2回の審査会の後で急遽、内容に追加しましたが、審査請求代表者、審査対象議員の双方の事情聴取の日時のことでもあります。こちらが思ったような日時では組めなかったということで、本日にはありますが実施することによってよろしく願います。

本日は、資料提供されたものと、また審査請求代表者と請求対象議員、双方の事情聴取なども含めまして、積極的なご審議をよろしく願いたいと思います。

それでは、本日の議事内容ですが、審査請求書に伴う資料提供を受けての協議であります。まず、前回の会議録です。それについて、昨日の正午が確認内容の期限であり、何

かありましたらということで、ご意見を伺っておりましたが、一部の委員から文言の訂正がありました。その他の委員の方は、その送られてきた内容でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、これを精華町ホームページに掲載します。今後、本審査会開催においても、同様によろしくお願ひしたいと思います。

また、前回の会議の最後で確認させていただきました公開か非公開については、公開ということで再度確認させていただいてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、このまま続けさせていただきます。

では、先ほども申し上げましたとおり、お手元に届いております資料ですが、まず審査対象議員からの反論の資料、平成25年のこの条例ができた時の議事録、当該事業所の契約に関して、精華町との契約の経緯、あるいは事業体の内容などが、主な資料であったと思うんですが、その他に必要な内容とか、あるいは新たに、いろんな疑問が出てきたとか、何かこのような資料が必要とか、ございますか。提出していただいた資料で、もうよろしいですか。

○石本委員

今の段階では、ありませんが、しかし、例えば審査請求代表者と審査対象議員に質問する中で、また必要なものが出てきたら、それは。

○井澤委員長

それは、また可能ですね。場合によっては、そういうことも起こり得ますよね。

○井澤委員長

では、現時点においては、この間の確認のとおり、送られてきた資料でいいということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、それぞれの方々からのお話をお伺いし、こちらから質問させていただくという内容に移らせていただくこととなります。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

確認のため、少し時間をとらせていただきます。よろしくお願ひします。

再開します。（時に14時12分）

それでは、審査請求代表者からの書類しか私たちはいただいておりません。この間、審査請求代表者の方には本審査会の傍聴もしていただいたと思いますので、何か補足などありましたら、最初に申し述べていただきたいと思います。それで、審査請求代表者から1枚の資料の提出がありましたので配布しています。では、皆さん、よろしくお願ひします。

○審査請求代表者

私、●●（住所）の●●（氏名）と申します。

今回、政治倫理審査請求書を提出した経緯と理由等をお話しさせていただきます。

私は精華町の現在、議員をやっております。12月6日の私の一般質問で、ふるさと納税の返礼品として問題ではないかと、行政に対して誤解を招くようなことはしないようにと質問をしたのですが、行政の答弁者が、私の質問に対してよく理解できなかったようで、

やむなく審査対象議員の名前を出すことになりました。私としては、行政も審査対象議員もしまったらと思って対応されるのではないのかと思っていたのですが、質問が終わるとすぐに私のところへ審査対象議員が来て、何が悪いんですかと言われましたので、条例第4条第3号を見せたんですが、私は反するようなことはやっていないと。問題だと思うなら、倫理請求をしてくださいというようなことがありました。

本来なら、私は議員ですので、議員として政治倫理審査請求書を提出すべきでしたが、会派を別にする議員2名以上の署名が必要だということで、要件を満たすことができず、やむを得ず住民に説明をして、署名をいただき、住民の代表として審査請求することになりました。住民の方には、何が問題かというのはすぐに理解をしていただきました。

なぜ議員としての提出ができなかったかと言いますと、議員の中で政治倫理に関する条例、政治倫理基準第4条第3号で異なる解釈をされているためです。町民に対して議員は襟を正し、疑念を抱かせないように努めるのに、自分たちで作った条例なのに、どうしてそういう解釈がされるのか、私にしてみれば、今でも不思議だと思っています。平成25年に倫理条例が議会で議論されました。その時に、私は審査対象議員と同じ会派でありました。議会運営委員会で3親等以内の議論があったことも、どうして1親等以内の血族及び配偶者が役員をしている法人、その他の団体及びこれらのものと町との契約に関与しないこととなったのかも報告を受けて、賛同いたしました。審査対象議員は議員になる前から当該事業所を経営されており、町の行事や学校の式典などに花を納められていたのですが、それを機に今後それをやめなければならないというふうに本人が言われており、やめたはずですし、今もやめられてるはずだと思っています。また、議員の中で法人の代表となっていた方もその当時いたんですが、そういった方もやめられて、該当しないような形でやられております。十分にこの条例を理解されていたはずだというふうに私は思っております。

今回、資料の中に、和水町の政治倫理に関する条例を入れさせていただきましたが、これは参考資料としておつけいたしました。全国の議会の多くは、地方自治法第92条の2の規定を尊重し、この規定といいますのは、議員の兼業を禁止するという条例ですが、倫理条例は議員に対する倫理基準を制定するというものであることから、禁止規定、制裁規定は原則として定めるべきではないという考えがありまして、努力義務として定められるところが多いということからです。で、違反に対しては議員自らによって律していくという考えから、努力義務としているところが多いのが現実であります。精華町は平成25年の議論の時に、自分たちには厳しく、さらに重くするために、この1親等以内の血族及び配偶者云々というのを取り決めたというふうに記憶をしております。他の自治体で同様に厳しい条例を制定してるところもあります。

それと、議決権を持っている審査対象議員が一般質問で自分のところの商品が入っているふるさと納税について質問するという事は、利益誘導を疑われることになります。精華町の特産品を推進することは私も大変いいことだと思うのですが、条例に反することと

は別のことだと思っております。

また、この条例の制定の理由になった、当時、工事案件等についても、業者さんは精華町にとって必要な工事をしていたことには変わりはありません。また、この請求を出した後に新聞記事で審査対象議員をおとしめるためだというふうに書いてありましたが、私には審査対象議員をおとしめる理由は何もありませんし、なお、今でもこういう条例に気づかれてないのなら、非常に残念だと思っております。

私のほうから、補足としては以上です。

○井澤委員長

委員さんの方から、何か審査請求代表者の方に対してお聞きすることは。

○清水委員

よろしいですか。

先ほど来、署名をいただいているということです。たくさんいただいとね。話の中では、全員理解されてるというふうにお聞きしたんですけども、この全員が理解されているんですか。

○審査請求代表者

されてると思います。申請理由と同じものをつけて、説明をそれぞれしてまいりました。

何人かの方と手分けをして、2日ほどで集めましたので、それぞれには理解をして、署名をしていただいています。

○清水委員

はい、わかりました。

○井澤委員長

何か会合を持ってですか。

○審査請求代表者

ではないです。

○井澤委員長

ではない。個別にということですか。

○審査請求代表者

私と、ほか、これはやっぱりそのとおりで思っていただけの方、何人かでそれぞれ手分けをして、理由を、ちょうど一緒にくっつけた内容と同じ内容のものをこれにつけて、それぞれ読んでいただく、また説明をして署名をいただいています。

○清水委員

すみません、審査請求代表者、自身が説明をされたという。

○審査請求代表者

私自身が説明した人も10人ぐらいはいます、直接、はい。

○井澤委員長

ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

○石本委員

この出されて、追加でいただいたものですが、精華町さんはなるべく厳しい姿勢でということに制定されたということなんですけど、この条例の制定の理由になった工事とか書いてあるんですけど、この時、どういうことがあって、どういう点を皆で議論しながら、これを作ったのかというのが、これで……。

○審査請求代表者

私もその当時、議員の一人なので、実はそれを主に議論されたのは当時の議会運営委員の方たちなんです。各党派から出た方が議会運営委員会というところで議論されたんです。その時、精華町の中で幾つかの工事について、身内の方がやってるんじゃないかとか、いろんなことがあって、議員が関与してるんじゃないかとかいうようなことがいろんなわさをされたり、いろんなことがあったんですね。それを自分たちで自らなくそうじゃないかということで、まず議会に出て、本来は他のところは努力義務が多いんですけど、そういうことを議論された中で、最初は3親等というふうにお聞きしてたんです。ところが、議員の方の中に、自分自身の兄弟の方が工事をやられたりしてるというのが現実的にあったんですね。それで、そうすると、議会運営委員会というのは全員が納得しないと出さない。全員が納得した上で、決めましょうという前提があるので、随分と議論をされて、あるいは、どうしても反対される方がいらっしやっただんで、議論がまとまらないというふうにお聞きをしておりました。ですけど、これは自分たちの襟を正すということを理解されて、3親等はちょっと厳しいけれど、1親等にしてほしいという方が、申し入れがあって、それで、全員が納得をして賛同したというふう聞いております。当然、私たちにもその説明を議運の委員の方から聞きましたし、それで、全員が賛同して条例ができたといういきさつがあります。いいですか。

○石本委員

わかりました。ありがとうございます。

○井澤委員長

ほかどうですか。

○石本委員

すみません。

○井澤委員長

はい、どうぞ。

○石本委員

この私どもがいただいております資料1は、審査請求代表者もお持ちなんですか、審査請求代表者。

○審査請求代表者

持ってないです。

○石本委員

そしたら、それに対する質問は。

○井澤委員長

いいですよ。それはいいですね。

○審査請求代表者

わかることでしたら。

○井澤委員長

はい。反論に対してですよ。いや、反論という、いただいた資料の中のものに対してですね、石本委員さんがおっしゃっているのは。

○石本委員

そうです。その中の資料5に審査請求代表者の発言取り消し申出書とかがついてるんですけど。

○井澤委員長

これは、申請者として、印鑑も押されているから、そういうものに対しては、ご存じですよ。

○審査請求代表者

ああ、知ってます。説明したほうがいいですか。

○井澤委員長

どうですか。説明をいただきますか。

○石本委員

だから、この時は、審査対象議員の名前を出したことだけを取り消してるってことですね。

○審査請求代表者

そうです。

○石本委員

何ていうかな、抵触するんじゃないかっていうことじゃなくて、そのことを取り消されたっていうことですね。

○審査請求代表者

そうです。

○井澤委員長

それと、そういうふうなことを出してきた、いきさつとしては、先ほど述べられたことですね。名前を出さざるを得なくなったみたいな感じ。

○審査請求代表者

いや、実はその前に、これお手元に出てるかと思うんですけど、実は審査対象議員が議長と議会運営委員長のところ、私の発言に対して、名誉を傷つけられたとして、異議を申し立てますという文書が出たんです。それに対して、いろんなことが書かれていますので、私は名誉を傷つけたということはないと思っておりますし、それから、私ども議員は公人です

から、名前が出たとしても、本来は問題にならないと思ってたんですが、ただ、議会運営委員会で委員の方たちが話をされるので、そういうふうな形が適切でないというふうにおっしゃるので、それで、私はそこは言い方悪いんですけど、私として、そこを焦点として争いたいわけではないので、発言だけを取り消しますという形での回答をいたしました。ということなんです。

○石本委員

委員長、すみません。

○井澤委員長

はい、どうぞ。

○石本委員

それと重ねてなんですけど、これは審査対象議員が出されている資料1のところに、これも公のものと思うんですけど、議長、副議長がいろいろ確認を行って、例えばさっきの関与があったかというの、議員の関与は一切ないという資料をいただいているんですけど、そういうことも今の段階で質問していいんですか。資料4です。

○井澤委員長

これも公的な文書として出されているものですね。多分本人さん、ご存じなので、いいと思います。

○石本委員

どうして、ここで関与は一切ないって書かれているのですか。

○審査請求代表者

私が関与ないって書いてるんですかね。今、私が見聞きしたかと言われたんです。質問としては、私が審査対象議員が関与しているとか、いろんなことを見聞きしたことはあるかって聞かれたんで、それは見聞きしたことがないと言ってるだけです。

○石本委員

そうです。審査請求代表者のところには、そう書いてます。ただ、所管部課って……。

○審査請求代表者

それは行政ですね。

○石本委員

そうですね。

○井澤委員長

行政側の方です。

○審査請求代表者

行政側が言ってるんです。

○石本委員

はい。行政の人たちは関与は一切ないというのを皆さんが認めた、事実確認を行ったみたいな形になってるけど、何か私的にはすごい違和感があります。

○審査請求代表者

それは、行政が聞いたら、関与したかどうかで聞かれて、行政は関与してませんというふうに答えるんだと思います。行政が関与してないんだったら、してないと答えるんだと思います。

○井澤委員長

ただ、これは公的に出された議会運営委員長の名前での文書です。だから、そういうふうなことがあって、関与していないということが言われているのに、あえて、そういうふうに言われてるというか、審査請求代表者から、そういう資料、審査請求書が出ているというのは違和感がありますね。

○審査請求代表者

それは、行政がどういうふうに答えるかは、私はわかりません、ですから、私としてはその時に聞かれたことを、審査対象議員が私に対する異議申し立てで書かれてることに對して質問されましたので、その旨を答えたということです。

○石本委員

事実確認を三者にしたということだけです。わかりました。ありがとうございます。

○審査請求代表者

そうです。

○井澤委員長

ほかに。はい、どうぞ。

○田中副委員長

すみません、先程の関連ですけど、資料を読んで、運営委員会委員長が書かれた書面で、審査対象議員が返礼品の選定に関して町に働きかけた現場を目撃した、あるいは関係者から聞いたなどの客観的資料があるのかという問いに対して、自ら見ていないし、聞いてもいないため、証拠はないというふうに答えられたと記録があるんですけど、これは間違いないですか。

○審査請求代表者

はい、そうです。そのとおりです。

○田中副委員長

今回、審査請求をされて、問題、倫理規定に違反する行為、つまり関与ということになると思うんですけど、それは具体的にどういう問題を想定されてるんでしょうか。

○審査請求代表者

それはもう町と契約してるということです、審査対象議員の配偶者が町と契約してる。これは、契約をしてはならないんです。実は議会運営委員長、議長と、これの質問の際に、先ほど言いました条例第4条第3号のところ、議論の対象となったんです、私も議論しました。それで、私が読む読み方というよりも、全体的な本来この条例ができた趣旨から考えると、私は町との契約はすべきでないというふうに思っております。ただ、国語的な

読み方だけで、この部分だけをとれば、関与はしてはいけないけれど、契約はしてもいいということも決して間違いではないと思うんです。ただ、それだと、逆の言い方をしましたら、それ以外の人たちはどんどん町に関与してもいいのかというふうな解釈をしたとすれば、この条例の意味が全くなさないことになるというふうに思ってます。ですから、この部分の解釈で議会運営委員の委員長等と随分とやりとりをして、納得いかないの、私としては、この条例そのものが崩れるんじゃないかという危惧を持ってるわけです。自分たちで作った条例なのに、どうしてそういう解釈をするのかということです。

○田中副委員長

そこ冒頭で述べられた文章にもあるんですけど、第2段落目のところの条例第4条第3号について、異なる解釈をされた。どうして、そういう解釈をされるのか、不思議ですというふうなことを書いてあるんですけど、ここのところをちょっと、審査請求代表者の理解されてる解釈と今、言われた議会運営委員長の言われる解釈のどこが違うのか。

○審査請求代表者

議会運営委員長は、関与をしなければ、契約はしてもいいということです。要するに、議員本人が契約に関与をしなければ、配偶者は町と契約をしてもいいということです。それを主張されるんです。ですから、国語の読み方でしたら、どちらにもとれますので、どっちも間違いではないと思います。ただ、この条例ができた、いきさつを考えたら、疑惑を招かれるようなことをやってはいけないというために、自分たちが作ったのに、もしそういうふうに言われた、解釈を通せばですよ。

○田中副委員長

すみません、解釈の仕方を明確に言ってもらえますか。審査請求代表者は、どう解釈されてますか、この文言を。

○審査請求代表者

私は、この文言のとおり、議員の1親等内の血族及び配偶者が役員をしている法人、その他の団体及びこれらのものと町との契約に関与しないことというのは、これらの人たちは全て町との契約に関与はしてはならないというふうに読んでます。

○井澤委員長

いや、いいですか。先ほどの発言されたことでは、関与ではなくて、契約をしてはいけないというふうに受け取ったんですけど。

○審査請求代表者

はい。私は、本人も1親等以内の人も配偶者も町との契約に関与しないこと、というふうに読んでるわけです。本人も配偶者も契約をしてはいけないですよというふうに読んでるんです。

○井澤委員長

だから、関与しないということ、イコール契約をしないということですね。

○審査請求代表者

そうです。関与イコール契約だと思ってます。

○井澤委員長

審査請求代表者ご自身の判断はね。

○審査請求代表者

そうです。それが、この条文の趣旨だと思ってます。ですから、関与は……。

○井澤委員長

関与しない、イコール契約はしないということね。

○審査請求代表者

そうです、はい。そう思ってます。

○井澤委員長

これが、その議会運営委員長さんとの話による、解釈が違うところですね。

○審査請求代表者

はい、違ってます。

○井澤委員長

それでいいですか。審査請求代表者、ご自身の解釈は。

○審査請求代表者

それと、議会運営委員長は平成25年の時に、ここに、この問題にかかわってる方ですから、このことはご存じだと思います、そういう解釈は。

○井澤委員長

議員になっておられたということですね。

○審査請求代表者

はい、議員ですから、はい。

○中村委員

そうすると、議会全体では審査請求代表者の解釈に同意されてるわけですか。

○審査請求代表者

同意をされてれば、私以外の会派の方と一緒に請求が出せたんですけど、実はそうでないという方と、関わりたくないという方がいらっしゃって、こういう形になったということです。

○中村委員

でしたら、議会の中で大多数の方はどちらの解釈をされてるわけですか。

○審査請求代表者

いや、それはわかりません。ただ、私は、もし違う解釈をされるんだったら、条例自身がおかしくなって、危惧だと思ってます。

○石本委員

これ両者、違う考え、そういうこと自体が、そもそもおかしく私たちには感じます。

○審査請求代表者

そうですね。私もおかしいと思ってます。ですから、本来の趣旨からいったら、私、今日、補足しましたように、行政も審査対象議員も、しまったと思わざるを得なかったはずなんです。早くそれをやめるような形にすべきだというふうに私は思ってます。

○石本委員

審査請求代表者は思ってる。

○審査請求代表者

思ってます、はい。ただ、そうでない方がいらっしゃるんで、これはそういうふうにしなないと、自分たちで作った政治倫理の条例を、そんな幾通りも解釈があるのは私も困ります。あるべきじゃないです、絶対に、はい。

○井澤委員長

ただ、いいですか。この審査請求代表者が、先ほど説明していただいた4段落目の最後ですよ。精華町議会は議論の末、自分たちに厳しく、さらに重くしていますというふうに述べられましたね。

○審査請求代表者

これは、本来はここに書いてますように、多くの議会は努力義務というやり方が多いんです。それで、和水町の条例がわかりやすいと思ったので、それを添付しています。この書き方をされてるのが多いんです。事実です。ですけど、精華町はその時、議論をされて、はっきりと1親等以内についてはだめですよということを書いてるわけです。

○井澤委員長

ただ、3親等が1親等になりましたね。

○審査請求代表者

そうです、はい。その理由は、先ほど言いましたように、当時関連をした議員さんの兄弟の方が業者さんとして入札に参加されてたからです。

○石本委員

そこが厳しくなったということですね。

○審査請求代表者

ですから、2親等まで許したということは、兄弟まではオーケーにしたということです。はい、そうです。

○石本委員

そこは確かに厳しくなっているんですけど。

○審査請求代表者

はい。親子とかをだめにしたということです。

○石本委員

それはわかるんです。最後の契約に関与しないことっていうことを曖昧なとり方が二つできるっていうことになって、逆に、他の条例の方がその点に関しては厳しく、はっきりわかりやすくないですか。

○審査請求代表者

いや、努力義務ですから、違反したとしても、条例ではありませんので、でも、精華町は条例で1親等以内はかかわらないこととしてるわけですから、契約もしちゃいけないんです。かかわってはいけないんです。

○石本委員

これは、審査対象議員の方がつけてくれてる資料1の2ページ目に、三芳町のものがついているんですけど。

○井澤委員長

これは、審査請求代表者、ご自身は持っておられないんですけど。

○審査請求代表者

知りません。はい、知りません。

○井澤委員長

他の町のを、資料として提出していただいているんですけど。

○石本委員

ここには、請負契約等を締結してはならないと。

○井澤委員長

もうはっきりとそう規定されているという条例の資料をつけて、いただいています。

○審査請求代表者

ああ、それと同じ意味です、そしたら、これ。同じ意味だと思います。ですから、逆の言い方をすれば、関与だけしてということになると、それ以外の人たちは、例えば2親等以上の人とか、他人の人ですね、極端に言えば。他人の人たちは契約に関与していいってことなんですよ、例えば、私が行政の方に工事の業者さんを紹介することはオーケーになるんですよ。ほかの2条とか3条に書かれてるような便宜を図れとか云々とかじゃなくて、ただ私はこの業者さん知ってますので、何かあったらやってくださいということはオーケーになっちゃうんですよ、逆の読み方をすれば。ここに書いてある1親等以内の方、配偶者以外の方だったら、誰でもできるんですよ。そしたら、私、業者さんがぜひ町に紹介してっていったら、連れてきますよ。ただ、便宜図ってとかは言わないですよ、ほかのどこにもひっかかりますから。でも、そうすると、議員は議決権を持ってるので、そういうことを皆さんがやってしまったら、收拾つかなくなるんですよ、そもそも疑惑を持たれるようなことをやめましょうねというところからやってるわけですから。ですから、先ほどおっしゃった……。

○井澤委員長

でも、そういう条例ができた、いきさつとか、そういうふうな意味に関しては、条例の文言を読ませていただいたら、理解できるんですが、先ほどおっしゃった裏読みをしたら、それ以外の方がやるという可能性があるということは、その辺が、なかなか私の中では理解できない。

○審査請求代表者

そんなの条例が何もないんです。何もなくなるんです。とめる条例が何もなくなるんです。そういうことを意図して作った条例ではないと思います。

それから、先ほどの三芳町は、そうやってはっきり書かれていて、よりわかりやすくしてるだけです。趣旨は一緒です、精華町も。契約をしちゃいけないんです、請負契約ではないですから、契約をしちゃいけないってあるんですから。

○石本委員

誰に聞いても、お伺いしても、同じような返答が返ってこない、おかしいですね。

○審査請求代表者

そうですね。

○石本委員

審査請求代表者が、他の方に問われた時に、そこでみんなの同意が得られないってこと自体、私らも……。

○審査請求代表者

いや、同意を得られないんじゃないかと、関わりたくないとか、あるいは、同じ会派で意見が分かれていて、私の方に、つくわけにいかないとか、そういうことはできないから、とりあえずできないです。

○石本委員

いや、だから、その決めてあることについての統一見解というのが、本来出るべきだと思うんです。これはこういう意味ですっていうのは議員さん全員が同じことを言って……。

○審査請求代表者

そうですね。

○石本委員

そこで審査請求代表者さん、それぞれが違うことを言われると、私もそうですけど、町民は、こんなことでよいのかと、今、ちょっと思ってます。

○審査請求代表者

だから、私、一番条例の意味が、なさなくなるんじゃないかということを危惧してるんです。ですから、もし、こういう条例で、自分たちが作った条例を自分たちで守れないんだったら、私はこれ廃案ぐらいなことを言いたいぐらいです。そこが一番、私は心配なんです。これで、もしそういうふうな裏読みでオーケーですよ、それも通りますよねっていう話になったら、私は、自分たちで作った、昔、平成25年の時に議論をした人たち、先輩方もいらっしやいますよ。そういう人たちにも今回意見を聞きました。おかしいって言ってますよ、ちゃんと。おかしいっていうのは、これはやっちゃいけないことだって、皆さん、そう言いますよ。ですから、条例の本来の趣旨を崩す、崩れるんじゃないかということに気にして、こういうふうな形でお出ししたというのが本当の大きな理由です。

○井澤委員長

もうちょっといいですか。先ほど、解釈として、関与しないということの解釈は、審査請求代表者、ご自身は契約をしてはいけないということだと、おっしゃいましたね。

○審査請求代表者

はい。

○井澤委員長

その裏読みとの関係が、いまいちわからない。

○審査請求代表者

まず、関与しては、いけないというのは、これネットとかで私も全部調べました。関与というのは、かかわること、契約をすることということですね。

○井澤委員長

いや、その解釈はいいんです。審査請求代表者、ご自身の思っている、解釈というのは、関与しないということ、イコール契約をしないということですよ。

○審査請求代表者

そうです。

○井澤委員長

それでは、その裏読みと先ほどから、おっしゃってますけど、それ以外の人が、1親等とかと違う人たちに対して、議員が関与してもいいということですか。

○審査請求代表者

そうとれます。いや、そうとれますよということです。ですから、わざわざ本人と1親等以内の人は関与はしてもいいけど、あっ、ごめんなさい、契約はしてもいいけど、関与はだめよと。わざわざ何でこの本人と1親等以内の人たちを限定するのかが条例を作る時にはわからないと思うんです。一般の人たちに、全部に適用できるような解釈でない、本来おかしいところなんです。ですから、裏読みというのは、1親等と配偶者以外の方だったら、関与はしてもいいんですかということですが、関与しちゃいけないのがこの人たちだけですから。2親等とか他人の方は関与してもいいってことになったら、幾らでも私たち議員は関与できますよ。ですから、関与というよりも、行政にこの業者さんを紹介します、もし使えることがあったら、使ってくださいねっていう、議員が、皆さんがそういう人たちを連れて行政に来た時に、行政はどう判断されるでしょう。

○石本委員

それは、第4条第1号、第2号で、そういうことがないように、規定しているんじゃないんですか。

○審査請求代表者

それは、不正を働きかけはしないんです。影響をさせようとかしないんです。それから、有利な働きかけとか不利なことをやれとは言わないんです。いやいや、何も言わないんです、ただ単に紹介しますって来るだけです。だから、もし何か仕事とかあったら紹介するんで、他の業者さんもいるんだったら、紹介しますよって行って私ら連れてきたら、

行政の方は多分気にされますよね、議決権持ってますし。

○石本委員

無言の圧力という意味ですか。

○審査請求代表者

そうです。いやいや、ですから、何も言わなければ、条例に何もありませんから、紹介は幾らでもできますよ。だから、そういうことをやるために第3号をこういうふうにしたんじゃないと私は思ってます。本来は議員の兼業、第92条の2項というのは、議員の兼業を禁止してるんですよ。議員の兼業を禁止する時に、身内の方がかかわったら、関与する可能性があったり、かかわる可能性があるんで、そこを3親等にするか、2親等にするか、1親等にするかという議論が行われてるわけなんです。それで、そこまで制限までをすべきでない、強制もすべきでないという解釈が、実は奈良市の条例作る時に、そういう議論がされてるんです、弁護士さんがずっとやられて。その時に、やっぱりこれは強制すべきじゃないから、努力義務にしようということで、奈良市は先ほどのここに書いてます和水町と同じように努力義務というふうに書いてあります。ですけど、精華町はそれよりもさらに進んで、やっぱりだめよとするために、1親等にまで絞ったということです。そういうふうにならなくなったというふうには私は理解してますし、多くの方もそういう理解だと思っています。

○井澤委員長

どうぞ。

○清水委員

もう一度お聞きしますけども、議員さんは関与してはならないという、冒頭に書いてますよね、ここね。

○審査請求代表者

はい。

○清水委員

他の方に関しては、契約はできると先ほど言われましたよね。

○審査請求代表者

私は、1親等と本人は、そこに書いてあるのは、だめだと思ってます。

○清水委員

それでも、契約は、できるというふうには先ほどお答えされた。

○審査請求代表者

いや、私がじゃなくて、向こう側がです。そういうふうと言われてるということは、違うと思ってます。契約も関与もできないとすべきだと私は思ってます。それが本来の条例の趣旨だと思ってます。

○清水委員

契約と関与とは言葉的に同じ。

○審査請求代表者

同じです、はい。関わることですから、同じです。

○井澤委員長

どうですか、ほかに。とりあえず最初から30分ということでは言っていましたけれど、その時間になっていますが、延長しますか。どうでしょうか。もうよろしいですか。

○石本委員

ちょっとだけいいですか。

○井澤委員長

はい。

○石本委員

結局ね、議会って見たこともないし、無関心でしたが、こういうふうな曖昧な決め方はされてほしくないなって。訂正してもらうところは訂正してほしいし、さっき言われたように、解釈の仕方、例えば議員さんが、いろいろ行政のところへ連れて行って紹介するってことは、この中には、だめである旨規定されていないっていうふうなことも……（発言する者あり）だから、そういうことも含めて、これは今、聞いただけで、決められた人たちに対して、失礼な発言になってはいけませんけれども、一町民としては、きちんとしてほしいという希望を感じました。それだけです。

○井澤委員長

それは、話の中では、いろんなところで出てくる可能性が出てきますよね。ただ、今回のことに関して……。

○石本委員

すみません。ちょっと、脱線しました、申し訳ないです。

○井澤委員長

また、やっぱりこの最後の、何ていうんですかね、まとめというか何というか、その時にはそういう話も出てくる可能性はあると思いますね。だから、先ほどの文言の解釈とかで、やはり審査請求代表者が言われることは、結局、関与しないという言葉は契約をしてはいけないんだということ、それに、私は尽きるのではないかと思うんです。だから、その裏読みとか何かいうことになってきたら、よくわかりかねますが。

○審査請求代表者

すみません。それは裏読みというのは、議運の委員長とやりとりした時に、そちらを主張されるんで、でも、本来それは違うでしょうということでは言ったことだけです。決して、私は、国語の文章だとすれば、どちらにもとれると思ってます。それは否定しません。ですけど、本来の条例の趣旨からいくと、そういうふうには読むべきでないと思っています。ですから、先ほどおっしゃったように、それがもし問題があったら、その部分はいずれ修正をかけるのかということが必要だとは思っています。

○井澤委員長

とりあえず、今回、提出されたということは、先ほどから言ってるように、関与しないという文言に関して、契約をしてはいけないという解釈があるから、今回の審査請求に至ったということですね。

○審査請求代表者

そうです、はい。

○井澤委員長

そういうことですが、どうですか。よろしいですか。

○田中副委員長

審査対象議員の配偶者と、町との間で契約がなされているということは。

○審査請求代表者

契約がなされてるといいますか、返礼品の中に、私はこれ何日か前、その質問の前にずっと、返礼品どんなことやるんだろうと、私も一般質問でふるさと納税のことをもっとやれというふうに言ってますんで、そういう意味で精華町がやってることを見てたら、その中に返礼品が入ってる。これは審査対象議員が、いつも言ってるように、自分で、自分のとこしかやってないんだということなんです、精華町から承認をもらって。それがその中に入ってるということは、町と契約をしたということですよ。町と契約をしたということです。(発言する者あり) いや、商品が入ってるということは、契約を……。

○田中副委員長

そういう認識ですよ。

○審査請求代表者

はい、そういうことです。

○田中副委員長

商品が町の方に供給されていると。そこには売買契約がある。

○審査請求代表者

はい。そういうことです。しかも、独占でやっていますからね。

○田中副委員長

そういうご認識ですね。

○審査請求代表者

はい、そうです。

○田中副委員長

では、その倫理規定に違反する行為は何かって捉えると、今、言われたように、契約がされているということであると。

○審査請求代表者

はい、そうです。

○田中副委員長

その議会の質問で圧力をかけたというふうなことも、少しですが書いてありますけど、

それは、むしろ本質的ではなくて、条例第4条第3号に違反する事実というのは、審査対象議員の配偶者が町と契約をしていると。

○審査請求代表者

はい、そうです。

○田中副委員長

これが問題だと、関与イコール契約ですから、という理解ですね。

○審査請求代表者

そうです。そこが一番。

○田中副委員長

契約がされていること自体は、審査請求代表者も認識はされているということですね。

○審査請求代表者

はい。契約をされてるというか。

○田中副委員長

契約をしているということは認識されている。契約は幾つか……。

○審査請求代表者

はい。ネットでそういうふうに出てるということは、これは審査対象議員のどこしか扱ってないので、契約はされてる……（「だろうということ」と呼ぶ者あり）はい。

○田中副委員長

わかりました。

○井澤委員長

他に、よろしいですか。

それでは、どうもご苦労さまでした。

○審査請求代表者

どうもありがとうございました。（時に14時58分）

○井澤委員長

それでは、再開いたします。（時に15時05分）

審査対象議員の方から、先ほどと同じように、よろしく申し上げます。資料は一応提出していただいておりますが、説明とかありましたら、どうぞ。

○審査対象議員

改めまして、精華町議会議員の●●（氏名）でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回、このように反論のできる資料であったりとか、また反論の機会をいただいたことを大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

今回、審査請求代表者から、こういう提出文をいただきまして、新聞にも私の名前まで載りましたので、本当にこの小さな町に住みながら、今後も私はこの町に住まなければい

けない、そういった意味では、今、買い物に行くのにもなかなか行きにくいような状況になっている、そういう精神的ないろんな痛手を負いながらも、やはり町のために頑張っ
て働きたいという思いを持ちながら、今、反論の機会をいただきたいと思います。

私の反論の資料のほうに書かせていただいたとおりでございますけれども、先ほど審査
請求代表者が言ってらっしゃいました、せいか苺のフレーバーティー、独占と言ってらっ
しゃいましたけど、その言葉は当てはまりません。このせいか苺のフレーバーティーは、
どなたがお作りになっても構わない。このフレーバーティーのレシピというものは、どな
たにも渡しながらか、いろんなメーカーが作り上げながら切磋琢磨する、そういった思いを
持って町は作っているものでございます。ですので、決してうちのところが独占してるわ
けでもなく、私の伴侶であります小林が自分で作った商品でございます。そのことは申し
添えさせていただきます。

そして、12月6日の日に審査請求代表者から、一般質問で名前を出されました時に、
すぐに議会運営委員長、そしてまた、議長に向けまして異議を申し立てました。その内容
は、資料としてもそこに書かせていただいております。先ほど、関与という言葉がありま
したので、関与について、それも議論してくださいという内容も書いてあったのをご確認
いただいているかと思っています。そして、この倫理条例というものは、議員の倫理観を正
す、襟を正す、そういった条例であると私は認識しています。決して私の配偶者の倫理観、
そういったものが問われるものではない。そしてまた、配偶者のこともここには明記して
ございますが、配偶者の経済的なそういったこと、契約をしてはいけないという文言は全
くありません。圧力もなければ、決して関与はしておりません。それは明白でございます。

そして、行政が一番、何よりも行政がどのような感覚で受けとめられたのか、それもし
っかりと聞き取りをしていただきたい。議会運営委員会にお任せいたしました。議長と委
ねました。なぜなら、私は精華町議会議員でございますので、やはり議会に委ねる、それ
が正当であると思いました。ですので、行政の聞き取り、そして、審査請求代表者の聞き
取り、そして、私の聞き取り、全て公正にさせていただけたと思っています。そういったと
ころで、最終的に議長から、こういう結果が出ましたというのをページとして、ペー
パーとしていただいたところでございます。それは資料につけさせていただきます。

私としましては、私の伴侶が、私、結婚が遅かったものですから、約6年半前に結婚い
たしまして、私の伴侶は精華町の住民になりました。そして、体を壊しましたので、早く
早期退社をいたしましたので、何とか精華町の役に立ちたい、何か精華町のためにでき
ることはないかといって、精華町に、まちづくり塾などにも入りまして、いろいろと精華町
のことを学んでもきました。そういった中で、精華町にお土産がない、お茶の京都と言
いながら、お茶の製品がない。そういったことをいろいろと学びながら、じゃあ、自分の退
職金をもとにして作ってみよう、そういった思いを持って、1人だけ手を挙げたものでご
ざいます。もともと私は当該事業所で花屋をやっておりましたので、その関係もござい
まして、うちの主人も商工会に入っております。商工会にそういった申し込みがあり、そし

て、うちの主人が手を挙げて頑張って作った商品でございます。それで、お茶の京都といったしましても、DMOと、うちの主人がしっかりと今、頑張って取り組みを進めているところでございます。

また、先ほど来からふるさと納税のことを言ってらっしゃいましたけれども、これも私がずっと取り組んできた課題でございます。決して今、急に私がふるさと納税の返礼品のことを言ったわけではございません。そういったところを資料でつけさせていただいておりますが、以前から取り組みを進めておりました。そしてまた、セイカちゃん、京町セイカのこの精華町のキャラクターでありますけれども、サブカルのみちとしてもどんどん発展していただきたい。文化庁が京都に来るという意味でも、サブカルのみちとして精華町が発展するにはどうしたらいいか、いろいろ意見も述べてまいりましたし、提案もしてまいりました。そういったところで、私はサブカルチャーのみちとしてのセイカちゃんを使う、そういった意味も、今までも何度もこの町の認定を受けた商品ができる前から私は質問をしてまいりましたので、提案もしてまいりました。決してこちらのほうも今々、私が町の認定を受けた商品ということでやったわけではございません。そういった了見の狭い思いで私はやっておりません。精華町の未来のために役立つこと、これが私の政治意識、政治家として頑張っていこうという思いでございますので、そういったところでございます。ありがとうございます。

○井澤委員長

以上でよろしいですか。

○審査対象議員

はい。

○井澤委員長

それでは、委員さんの方から何かご質問なり、ありますでしょうか。

○審査対象議員

委員長、誠に申しわけございません。ちょっと資料に年代の間違いがございましたので、ちょっとご訂正をいただければと思います。3ページ目のところの。

○井澤委員長

資料1ですか。

○審査対象議員

あっ、資料、審査請求代表者から政治倫理審査請求に対してという一番最初の文面のところでございますけれども、資料の3ページ目になります。

大きい2の2番目です。2行目になりますが、「フレーバーティーを開発、同年4月」ってなってるんですけども、そちらのほうで平成29年に訂正をお願いいたします。

そして、(3)のところなんですけれども、5行目になります。「当該事業所」が、「レシピ活用認定第一号」、これが平成30年1月19日、これが30年になります。

そして、(4)になります。(4)の4行目になります。「町の認定を受けた商品」の販

売を平成30年6月1日、開始いたしました。」間違えました、申し訳ございません。

あと、先ほど倫理条例ができた時のことを聞いていただいていたかと思うんですけども、その時に中心になってらっしゃったのは、私が今回、議長と議会運営委員長、その議会運営委員長をされていた方が大体中心になっていろんな条例とかを作っていただいた方です。議員としてはもう35年、36年（訂正の申し出有、31年目）になられるかと思います。そういったベテラン議員さんでございます。それを申し添えさせていただきたいと思いません。

○井澤委員長

何かご質問とかございますでしょうか。

○清水委員

よろしいか。

○井澤委員長

はい、どうぞ。

○清水委員

この話は、多分関与されてるか、されてないかというふうな内容であり、審査請求代表者は全て話されている中で、関与しているように受け取ったけれど、審査対象議員は、その辺の関与について、私はそんなことをしていないということであり、その辺のことが、もうひとつわかりにくい。だから、関与について、これを話していくのに、委員も、いろいろと平行線ですつといかざるを得ないと思ったりしてしまっただが。

○審査対象議員

これは先ほど来から話題になっておりますけど、倫理条例ができた時に、今、議会運営委員長、本当に条例とかに本当に詳しくって、法律にも詳しい方ですけども、そういった方も中心になって考えていただいた条例になります。そのところで、議員として、私は花屋をやっておりましたので、花屋をやっている、町と契約をしながら、お花の注文もいただいておりますけれども、議員としてもうなった段階で、この倫理条例があるなし関係なしに、私は一切もうお断りをして、辞退をいたしました。これは議員として襟を正そうという意味もありまして、一切町との契約であったりとか、町のお仕事は頂戴いたしておりません。ただ、この倫理条例ができた時、倫理条例の内容自体が配偶者であったり、1親等であったり、そういったところで書いてありますけども、関与をしないこと、関与をしないということ、圧力をかけたりとか、そういったこと、そういったことが一切やってはいけない、そのような解釈、これはこの時に作られた議会運営委員長と私は同じ思いを持っています。同じ考え方でございます。

そして、先ほど来からこれのことで平行線だつて言われる言い方わかります。審査請求代表者の解釈が違いますので、そういった感じになりますけれども、例えばこれがおかしいということであれば、私たち議会議員でございますし、条例も作る立場でございます。この条例自体を例えば改正するなり、そういった形にするのが本来、筋であると思つ

ています。

○井澤委員長

よろしいですか。ほか……。

それでは、現在は、お花屋さんもう全然。

○審査対象議員

花屋はなかなか、忙しい議会でございますので、予約専門の、あっ、一番後ろに書いてるんですけども、予約専門の店としてお花のことはやっております。しかし、町のお仕事は一切ご辞退させていただいて、依頼も、ご注文もいただいております。

○中村委員

よろしいですか、委員長。

○井澤委員長

はい、どうぞ。

○中村委員

当該事業所は、お花の部門と、それから、フレーバーティーの食品部門と、事業内容としては大別したら、二つされているわけですか。

○審査対象議員

はい。主人が代表でございますので、主人がこのフレーバーティーを全部、全面的にやっております、私はもうほとんど関与をしております。また、夫婦でございますので、例えばどこかのイベントに行った時に手助けはしております。2人しかおりませんので、手助けはしています。これは夫婦としてであり。お花は、うちの主人は技術がございませんので、私が作っております。

○中村委員

それでは、花の部門については、審査対象議員がされていると。その時に、請求書とか領収書とかのやりとりは、当該事業所の名前が出てくるわけですか。

○審査対象議員

はい。

○中村委員

とすれば、当該事業所は、ご夫婦の共同事業ということですか。

○審査対象議員

共同事業といいますか、もう主人が代表でございますので、お花の注文があった時には、私が補助として作っているという立場になります。あっ、補助といいますか、もう私が作ってはいるんですけども、何ていいですかね、経営自体は主人がやっているということです。

○清水委員

ちょっとよろしいか。

そういうふうな内容が関与というのと違いますでしょうか。ご主人を助けるという形の

中で、いろいろとそれに伴う手助けをしていると言っておられますが。それが関与というのと違いますか。

○審査対象議員

関与といたしますのは……。

○清水委員

手助けと言うか、そのようなことをするということが、関与に含まれるのではないかと考えますが。

○審査対象議員

関与というのは、やはり圧力をかけたりとか、受注をするのに、それなりの働きかけをする、口ききであったりとか、そういったことを関与と言います。

○井澤委員長

立場的にはどうなのでしょう。当該事業所の中では。

○審査対象議員

立場的には、私は、主人が代表でございますので、主人の妻という形です。

○井澤委員長

役職とか、そんなことは関係ないということですか。

○審査対象議員

ないです。2人しかおりませんので、そんな大きな会社でもございませんので、もともと、この町に認定を受けた商品自体が本当に主人がポケットマネーで作ったような、本当に何とか精華町のためになるならとって頑張った商品でございますので。

○井澤委員長

お茶の開発のレシピは、精華町が開発したということですね。

○審査対象議員

そうです、はい。

○井澤委員長

それに対して、やってみようというのが商工会から話があり、それに参画してみようかということになったわけですね。

○審査対象議員

はい。

○井澤委員長

レシピ開発とかには、関与していないと。

○審査対象議員

もちろん、知りませんでした。レシピ開発が28年にされておりまして、29年の時に、けいはんな記念公園のところでどんなものかというの、試飲のような形でテストをされたんですね。そのテストの段階で、あっ、こういうことをされているんだなというのを私は知りました。

- 田中副委員長
いいですか。
- 井澤委員長
はい、どうぞ。
- 田中副委員長
今、その流れですけど、精華町がレシピを開発し、認定事業ですか、取り扱いの事業者として商工会を通じて話があり、それに応募をしたと。
- 審査対象議員
はい。
- 田中副委員長
その時は、1者だけであったと。ということは間違いないんですね。
- 審査対象議員
間違いないです。
- 田中副委員長
その応募された時には、審査対象議員は、ご主人から相談をされて、どうしようかみたいな、町のためになるのならっていうふうな感じでしょうか。
- 審査対象議員
相談をされたというよりも、やってみよう。
- 田中副委員長
やってみよう。
- 審査対象議員
はい。やってみようと思って。
- 田中副委員長
当該事業所として、一緒に経営には、関わっておられると思うので、やってみようということになったということですね。そうすると、認定第1号というか、認定を受ける際のやりとり等、何か覚えておられますか。
- 審査対象議員
私じゃないので、主人ですので、主人がしてますので、私、全くわからないんです。
- 田中副委員長
はあ。レシピを利用して商品を作るっていうことで、これちょっと規定見たらいいでしょうけど、町のほうにレシピの使用対価みたいなのは出てるんですか。
- 審査対象議員
レシピを使ってもいいっていう、あっ、ここの資料につけてるかと思うんですけども、資料番号。
- 田中副委員長
幾らか払う必要はあるのですか。

○審査対象議員

それはないです。

○田中副委員長

それはないんですか。

○審査対象議員

はい。もう自由に使ってくださいということで、町の認定を受けた商品は、主人が商標登録をとった名前なんですけど、せいか苺のフレーバーティーっていうのが精華町が開発した名前になりまして、どなたでも使ってもいいですよ。ただ、このレシピで作ってくださいっていうことなんです。ですので、認定第1号になっておりますので、やりますっていう会社さんがもしも出てくれば、第2号、第3号と続くということになります。

○田中副委員長

あっ、なるほどね。そうなるんでしょうね。誰でも使ってくださいと。

○審査対象議員

ですので、先ほど、独占ということが当てはまらないということを申し上げさせていただきました。

○田中副委員長

町と、この当該事業所との契約はあるんですね。

○審査対象議員

町との契約は、はい。

○田中副委員長

この商品を供給するっていう契約になるんですか。

○審査対象議員

主人がやってるかと思います。

○田中副委員長

それが過去、例えば去年、その前とか過去2年間ぐらいでどのぐらいの、何本ぐらいの契約があり、どのぐらい商品を供給されましたか。

○審査対象議員

金額ですか。

○田中副委員長

そう、金額とか。

○審査対象議員

金額は、私は存じ上げない。

○田中副委員長

わからないですか。

○審査対象議員

はい、私はわからないです。

○石本委員

委員長、聞いてよろしいか。

○井澤委員長

はい、どうぞ。

○石本委員

つけていただいている資料の当該事業所の沿革とかっていうのを見ますとね、その前提として、審査対象議員は、ほんとに町のことを思って、一生懸命で、何かお役に立ちたいという気持ちは、すごく伝わってくるんですけど、この沿革とかを見せていただくと、これはこの事業所自体、審査対象議員が立ち上げられて、いろんな思いのある、法人じゃないけど、一つの事業体であるというのがすごくここからうかがえてくるんですね。それを、今の段階でご主人が、メインになっておられるけれど、個人事業所ですから、やっぱり、ご夫婦でされていると、清水委員もおっしゃられたように、関与という感じで、何かの形でかかわり合ってる。それも自分が育てた当該事業所というふうに捉えられるのも、それはそれで無理もないかなって思ういもあるんです。多分そういう意図は全くなしでやっているのも、それもわかるんです。ただ、何ていうんですかね、李下に冠を正さずっていう、そういうこともあるように、誤解を招くようなことは避けるのが議員と思うんですね。だから、花屋さんの部分は、そこは明確であったので、手を引かれたと思うんです。多分やりたかったとは思いますがね、お花好きやったらね。けれども、今回、いろんな流れがあって、ふるさと納税の返礼品のお茶ですが、フレーバーティーはご主人が一生懸命取り組まれてることで、そこでちょっとここは関与にはならいだろうという、自分なりの線引きをされてやってるといふか、そこが客観的に見た時にね、当該事業所は審査対象議員が、ずっとやってたところと、思われる可能性はどうなんかなと思うんですよ。他の委員さんは、どう感じてるんかなって思うんですけど、そこがすごく、何ていうのか、微妙というのか、ご主人のことでしたら、やっぱりご協力や話をいろいろ聞いて、したいという気持ちもあるだろうし、全くご主人が、やってることを関与してないって言うのも、そこもちょっと、思うところもあるので。そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○審査対象議員

精華町の議会議員報酬、ご存じだと思うんですけども、28万円なんです。月、月額で28万の報酬をいただいております、そちらのほうは皆様の血税をいただいております。ただ、さまざまな議会がございますけれども、それ一本で食べていけるような金額でないことは皆さんおわかりいただけると思います。ですので、専任で議員をするっていう立場にありません。何かやはり兼業を持っている議員がほとんどです。結構います。もしくは、例えば年金をもらってらっしゃる議員さんはプラスアルファがございますので、それで生活もできますが、なかなかそういったメンバーもいてませんので、それなりにみんな、経済活動をしなければ生きていけません。そういった中で、私はずっと花屋をやっておりまして、花の技術を持っております。そして、花のことでやっていこうと、そちら

のほうでやろうと思って、少しでも足しになればという思いはあります。実際、あります。しかしながら、なかなかうちの議会、忙しいですので、それがプラスになっているわけはありません。厳しいところですが、本当にこれは。花屋をやっている方はよくわかりだと思ってくれるんですけども、予約を聞いて、やるっていうところでは、なかなかもうけが出るものではないです。そういった意味でも、皆様に喜んでいただけるならと思いつつながら、花を作っているところではあります。ですので、本当に生きていくってことを考えますと、経済活動もそれなりにしなければいけないのも事実ではありますけれども、できるだけ精華町のためになるなら頑張っています。ですので、この件が出まして、新聞にも名前が出まして、私としては、いろんな意見が、いろんなことが言われるのかなって、そういうふうには思っていたんですけども、どなたからも何の文句ともいいですか、罵倒されたりとか、そんなことは一切、1件もありませんし、それよりも頑張れと、何とかしっかりと頑張りやというエールはいっぱいいただきました。商工会のほうからもエールもいただいておりますし、今、委員さんのほうから言われたご疑念ですね、そういった意味では、政治倫理というのは議員が本当に守らなければいけない、議員として何とかしていかなければいけないということと、あと、配偶者ですね、配偶者の経済活動と、そちらのほうは私としては、私としてはと申しますか、これは議会としてだと思っておりますけれども、切り離す意味があるかと思っております。

○石本委員

これね、私が勝手に思うだけなんですけど、このフレイバーティーを扱っているところが、別の名称で受けておられたら、随分とイメージも違うと思うんです。個人事業所を別に設けて、そちらで、そのフレイバーティーを扱っているのであれば。

○審査対象議員

主人の会社として、違う名前ですということですか。

○石本委員

それであれば、関与っていう意味は、ちょっと誤解を招かないのかなと思うんですけど、ご自身がずっと立ち上げてきて、大切にしてきた事業所を、そのままやっておられる。そうすると、私たちから見れば、何か同じようにしているように思っていました。

それが一つなんですけど、あと、議員さんの報酬って幾らとおっしゃいましたか。

○審査対象議員

28万と申しました。

○石本委員

月ですか。

○審査対象議員

月額です。

○石本委員

それが低いつて言われると、そうなんです。

○審査対象議員

それまでは24万円です、報酬審議会にかかりまして。

○石本委員

それはいいんですけど、その額で食べておられる方も、たくさんいらっしゃると思います。そこは、ちょっと私は違うって感じました。

○審査対象議員

申し訳ありません。

○石本委員

いえ。それと、もう一つ、2ページ目の、この三芳町の第5条を、あえてご自身の不利になる資料をつけておられるのは、どういう意味ですか。

○審査対象議員

これは、私が不利になる資料だと思って、つけたわけではございません。

○石本委員

そうなんですか。

○審査対象議員

はい。これは、条例というのはしっかりと書かれているべきもので、本来なら、先ほど、いろんな意味にとれるような解釈があってはならないと思っています。そういった意味では、この条例は請負契約等を締結してはならない、このようにはっきりと書かれている条例でありますので、うちの条例はこの条例ではないと、そういった例として挙げさせていただきました。

○石本委員

だから、そのようなところは、正直な方だなと印象を受けました。

○審査対象議員

先ほど、店名のことをおっしゃっていただいたわけなんですけれども、店名のことですけれども、本来、違う名前にすれば、本当によかったのかもしれない。

○石本委員

いや、それは今になっての話ですよ。こんなことにいろいろなって。

○審査対象議員

はい。ただ、うちの主人もこの名前をすごく気に入ってくれていましたので、そのまま続けるということで、本当に当該事業所にかかわれるほど、議員の仕事が結構忙しいもので、本当に当該事業所のことに関してかかわることが本当に少なく、私はもうできないので、ほとんど私の全精力は議会議員として、審査対象議員として頑張っているところでございますので、ご理解をいただけたらと思います。

○石本委員

それはよくわかります。ただ、ちょっと、そういう状況を作ってしまったので、やっぱり、皆さんがそんなことをお話を聞くまではわからないため、そのあたりを、ちょっ

とね。

○井澤委員長

他ございますか。

少し、それるかわからないですが、審査請求が提出されたと言うことは、やはりその署名があるということですね、30名以上の。その点に関して、何かお考え、お感じになられていることはありますか。

○審査対象議員

署名が出てきたといいますか、本来なら議会の中で処理をする問題で、最初は、問題だなと思います。むしろ議員が作った条例でございますので、議員の会派からそういったことが上がってくるような状況であるならば、私としても本当にどうしたかなと思うところでございますけれども、今回、どの会派もそういった意味では賛同する人もいなく、ましてや条例に一番かかわられた議会運営委員長も違うというふうなことを述べていただいています。そしてまた、この署名を書かれた方々が審査請求代表者を中心として、審査請求代表者の言葉で署名をされたと私は思っておりますので、そういった点では、審査請求代表者が、一方的な思いのもとで書かれた署名だと私は思っています。ですので、このように反論の機会であったりとか、反論文、私の思いを聞いていただけてることは本当にうれしく思っているところでございます。

○井澤委員長

他にどうでしょうか。もうよろしいでしょうか。一応30分という時間が少し超えた状況ではありますが、よろしいですか。

そうしましたら、審査対象議員からお聞きすることは、これで終了させていただきます。

○審査対象議員

よろしくお願いいたします。(時に15時38分)

○井澤委員長 (時に15時39分)

それでは、一応、今日の内容としては、以上となります。

あとは、もう一度資料なり、今日の話をお持ち帰りいただき、各委員のお考えをまとめていただきながら、次回は話し合いを行っていきたいと思います。また、できましたら、最終の結論まで導き出せたらとも思っています。

次はどうさせていただきますか。

19日、水曜日。午後2時から。でよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、次回の会議を公開または、非公開、それはどうさせていただきますでしょうか。個人的なことも発言がある可能性もありますので。田中副委員長さん、どうですか。

○田中委員長

やはり今日、双方からご意見、お考え聞かせていただきましたし、次回は、個人情報などシビアな審査内容となると想定されます。よって、非公開も必要かなと思いますけど。

○井澤委員長

他の委員さん、どうですか。条例第13条第3項で委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができるかとされています。

今、田中副委員長から、非公開の話もありましたが。他の委員さん、どうですか。

○中村委員

そうですね。やっぱり結論を出すために、ちょっと濃厚な意見交換等の必要もありますため、私もやはり非公開が良いと思いますけど。

○井澤委員長

どうですか。

○石本委員

はい、非公開で賛成です。

○井澤委員長

どうですか。

○清水委員

賛成でね。非公開で。

○井澤委員長

わかりました。3分の2を上回る委員の合意により、次の会議は非公開ということとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、次回、第4回の本審査会を2月19日、水曜日、午後2時から、この会場にてさせていただきます。

今日は、どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。それでは、これで終わらせていただきます。(時に15時43分)
